

放課後等デイサービス ささえ 利用料金表

【放課後等デイサービス事業】

基本料：単位

			単位数
基本料	※1 基本サービス費	放課後 区分1（サービス提供時間が3時間以上）	604
		区分2（サービス提供時間が3時間未満）	591
		休業日にサービス提供を行う場合	721
		児童指導員等加配加算（Ⅰ）（理学療法士等）※2	187
		児童指導員等加配加算（Ⅰ）（児童指導員等）※2	123
		児童指導員等加配加算（Ⅰ）（その他の従業員）※2	90
		専門的支援加算（理学療法士等）※3	187
		家庭連携加算（1時間未満）※4	187
		家庭連携加算（1時間以上）※4	280
		事業所内相談支援加算（Ⅰ）（月1回を限度）※5	100
		事業所内相談支援加算（Ⅱ）（月1回を限度）※6	80
		利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	150
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）※7	15
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）※8	10
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）※9	6
		欠席時対応加算（Ⅰ）（月4回限度）※10	94
		欠席時対応加算（Ⅱ）（月4回限度）※10	94
		特別支援加算※11	54
		強度行動障害児支援加算	155
		個別サポート加算（Ⅰ）※12	100
	個別サポート加算（Ⅱ）※13	125	

		単位数
基本料	医療連携体制加算（Ⅰ）※14	32
	医療連携体制加算（Ⅱ）※14	63
	医療連携体制加算（Ⅲ）※14	125
	送迎加算（片道につき）	54
	関係機関連携加算（Ⅰ）※15	200
	関係機関連携加算（Ⅱ）※16	200
	保育・教育等移行支援加算※17	500
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※18	上記合計×84/1000
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）※19	上記合計×13/1000
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）※19	上記合計×10/1000

利用料：円

		利用料
利用料	昼食代※20	実費
	間食代※21	実費
	外出時の実費※22	実費
	その他利用児童の希望により提供するもの※23	実費

※上記「基本料」の合計額に地域区分（7級地：10.18）を乗じた額（小数点以下切捨て）となります。

※上記「基本料」の当月合計額が、行政が決定する利用負担上限月額を越える場合、利用負担上限月額を越えての徴収は行いません。

【備考】

- ※1 サービス提供時間が3時間以上か3時間未満かで区分が決まります。
- ※2 常時見守りが必要な利用児童への支援やそのご家族に対する支援方法の指導等を行うために、基準を上回る数の括弧内の職員を1名以上配置（常勤換算）している場合に算定されます。
- ※3 専門的支援を必要とする利用児童のために専門職の配置をしている際に算定されます。
- ※4 利用児童の居宅を訪問し、利用児童及びそのご家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に算定されます。（1月に2回を限度）
- ※5 事業所を利用していた利用児童が連続して5日間利用がなかった時に、利用児童の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に算定されます。（1月に2回を限度）
- ※6 利用児童とご家族等に相談援助を行った場合に算定されます。（1月に1回を限度）
- ※7 常勤の児童指導員等のうち、理学療法士等の専門職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※8 常勤の児童指導員等のうち、理学療法士等の専門職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※9 児童指導員等のうち、常勤職員が75%以上または勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※10 あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、職員が利用児童又はそのご家族等への連絡調整を行い、サービス利用に係る相談援助等をした場合について算定されます。
- ※11 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に算定されます。
- ※12 ケアニーズが高い利用児童へに支援を行った場合に算定されます。
- ※13 要保護又は要支援児童を受け入れた場合に算出されます。
- ※14 医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用児童に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合等に算定されます。
- ※15 関係機関（保育所等）と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合に算定されます。（月1回を限度）
- ※16 関係機関（就学先等）と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合に算定されます。（各1回を限度）
- ※17 事業所が支援を行うことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に算定されます。（1回を限度）
- ※18 行政に届出を行ったうえで福祉・介護職員の賃金の改善等を行っている場合に算定します。
- ※19 ※15に該当する加算を算定したうえで福祉・介護職員の更なる賃金の改善等を行っている場合に算定します。
- ※20 土曜・長期休暇等、昼食を提供した場合にご負担いただきます。
- ※21 間食については事業所側からの提供は原則ございませんので、各ご家庭でのご準備をお願いいたします。
- ※22 行事・外出時にかかる入園料等の実費をご負担いただきます。
- ※23 利用児童の希望により提供するものについては実費をご負担いただきます。